

議案第三十五号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例の一部を改正する条例

港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

港区立元麻布保育園

東京都港区元麻布二丁目十四番十二号

第四条第二項中「及び港区立東麻布保育園」を「、港区立東麻布保育園」に改め、「東麻布保育園」という。）の下に「及び港区立元麻布保育園（以下「元麻布保育園」という。）」を加える。

第六条、第七条第二項並びに第十一条第一項及び第二項第四号中「又は東麻布保育園」を「、東麻布保育園又は元麻布保育園」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

元麻布保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。